

(別紙2)

短期入所・介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所・介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続するために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

介護予防短期入所療養介護は、上記記述は勿論、効果的・効率的なサービス提供体制を構築し、目標指向型のサービス提供を徹底する。以上このようなサービスを提供するに当たっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護基本料

施設利用料(要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は一日あたりの自己負担分です。)

従来型個室		多床室	
・要介護1	750円	・要介護1	823円
・要介護2	795円	・要介護2	871円
・要介護3	856円	・要介護3	932円
・要介護4	908円	・要介護4	983円
・要介護5	959円	・要介護5	1,036円

(2)介護予防短期入所療養介護基本料

施設利用料(要支援の程度によって利用料が異なります。以下は一日あたりの自己負担分です。)

従来型個室	多床室
・要支援1	575円
・要支援2	716円

(3)加算料(短期・介護予防短期入所療養介護共通)

- ※入所時及び退所時に送迎を行った場合、それぞれに184円加算されます。
- ※サービス提供体制強化加算として、一日につき18円加算されます。
- ※個別リハビリテーション実施加算として、一日につき240円加算されます。
- ※医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合、一日につき23円加算されます。

(4)食費及び居住費

食費及び居住費の一日の利用者負担額は、認定証に記載されている負担限度額で、各段階で次のようになっております。

- 食 費 朝食:1食400円
昼食・夕食:1食600円

●居住費

従来型個室⇒第一・第二段階(490円)、第三段階(1,310円),
第四段階(1,640円)となります。

多床室⇒第一段階(0円)、第二・第三・第四段階(370円)となります。

なお、第四段階については、施設と利用者の契約による。

(5)その他の料金

- ①理髪料(月2回有) 1回 2,160円
- ②その他 別紙料金表をご覧下さい。

※感染症の発生や排泄に失敗した場合、洗濯代の費用を徴収させていただきます。

※業者洗濯を利用する場合は、毛糸混入製品の着用はご遠慮下さい。

※1か月ごとに、請求書を発行しますのでお支払い下さい。

※お支払い方法は、現金または銀行振込のいずれかでお願い致します。なお、銀行振込ご希望の方は、一階事務所までお尋ね下さい。